

令和5年度第10回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和6年1月22日（月）

13時30分～14時30分

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 市議会の議決を要する事件の議案に関する意見について（盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託の廃止）
- 日程第5 議案第2号 令和6年度教育施政方針について

# 教 育 長 事 務 報 告 書

令和6年1月22日

月 日	曜	事 項	場 所
12月27日	水	第2回派遣職員帰庁報告会	庁内
12月28日	木	令和5年仕事納めに係る市長訓示	庁内
1月4日	木	令和6年仕事始めに係る市長訓示	庁内
1月5日	金	市商工会令和6年新春名刺交換会	ビッグルーフ滝沢
1月7日	日	二十歳のつどい	ツガワ未来館アピオ
〃	〃	令和6年市消防出初式	ビッグルーフ滝沢
1月9日	火	市議会1月会議	庁内
1月11日	木	大谷選手グローブ贈呈式	鵜飼小学校
1月12日	金	市職員人事ヒアリング①	庁内
1月13日	土	学校教育の在り方に関する地域懇談会[姥屋敷]	姥屋敷多目的センター
1月14日	日	公益財団法人市体育協会表彰式	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	チャグチャグスポーツクラブ創立20周年記念表彰・祝賀会	滝沢ふるさと交流館
1月16日	火	第4回管内教育長会議、第1回人事異動等調整会議	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	盛岡教育事務所管内教育振興協議会第2回理事会・幹事会	盛岡市「サンセール盛岡」
1月17日	水	市職員人事ヒアリング②	庁内
〃	〃	第10回校長会議	庁内
1月19日	金	第2回人事異動等調整会議	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
1月20日	土	学校教育の在り方に関する地域懇談会[柳沢]	柳沢地区コミュニティセンター
1月22日	月	市職員人事ヒアリング③	庁内
〃	〃	第10回教育委員会議	庁内

## 議案第 1 号

市議会の議決を要する事件の議案に関する意見について（盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託の廃止）

令和6年滝沢市議会定例会3月会議に提出する議案を申し出ることについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第2条第11号の規定により、議決を求める。

盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託を廃止することについて（別紙）

令和6年1月22日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

### 理由

盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の管理及び執行が令和6年3月31日に完了することから、盛岡市に委託した学齢児童の教育に関する事務の委託を廃止することについて議決を求めるものである。

議案第 号

盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託を廃止することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、盛岡市に委託した盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託を廃止することについて、議会の議決を求めるものとする。

令和6年2月22日提出

滝沢市長 武田 哲

提案理由

盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の管理及び執行が令和6年3月31日に完了することから、盛岡市に委託した学齢児童の教育に関する事務の委託を廃止することについて議会の議決を求めるものである。

○盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託に関する規約

昭和42年3月30日告示第3号の2

**改正**

昭和61年3月14日告示第18号

平成元年9月25日告示第85号

平成26年1月1日告示第15号

盛岡市と滝沢市との間の学齢児童等の教育に関する事務の委託に関する規約

(委託)

**第1条** 滝沢市は、滝沢市穴口に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（以下「学齢児童等」という。）で滝沢市教育委員会の指定するものの教育に関する事務の管理及び執行を盛岡市に委託する。

(経費の負担)

**第2条** 前条に規定する事務の管理及び執行に要する経費は、滝沢市の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、盛岡市長と滝沢市長が協議して定める。この場合において、盛岡市長は、盛岡市が委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）に要する経費の見積りに関する書類を、あらかじめ滝沢市長に送付するものとする。

(連絡会議)

**第3条** 盛岡市教育委員会は、受託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、滝沢市教育委員会と毎年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、滝沢市教育委員会が必要があると認めた場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等が制定改廃された場合の措置)

**第4条** 盛岡市教育委員会は、受託事務の管理及び執行に関して適用される盛岡市の条例、教育委員会規則その他の規定（以下「条例等」という。）の制定又は改廃があった場合においては、当該条例等を直ちに滝沢市教育委員会に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けたときは、滝沢市教育委員会は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

**附 則**

1 この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

2 盛岡市教育委員会および滝沢村教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する第252条の2第2項の規定によりこの規約が告示される際、盛岡市または滝沢村の委託した事務に関しては滝沢村または盛岡市の条例等がそれぞれ盛岡市または滝沢村に

適用される旨およびこれらの条例等を公表するものとする。

- 3 この規約施行の際、盛岡市または滝沢村の設置する小学校および中学校に、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定によりこの規約第1条に規定する区域から現に就学している学齢児童等の教育に関する事務については、この規約施行の日において、盛岡市または滝沢村がそれぞれ滝沢村または盛岡市からこの規約第1条の規定により委託されたものとみなして、この規約の規定を適用するものとする。

**附 則**（昭和61年3月14日告示第18号）

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（平成元年9月25日告示第85号）

この規約は、平成元年9月4日から適用する。

**附 則**（平成26年1月1日告示第15号）

この規約は、平成26年1月1日から施行する。

議案第 2 号

令和6年度教育施政方針について

令和6年度教育施政方針を定めることについて、議決を求める。

令和6年1月22日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

令和6年度教育施政方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。